

第一期帯広市障害児福祉計画の策定について

1 計画策定の目的と法的根拠

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年 6 月公布）により障害児福祉計画の策定が義務づけられたところです。

従来の障害福祉計画に障害児支援が含まれていることから、サービス提供体制の構築を図ることを目的に、第五期障害福祉計画を一体的に策定するものです。

2 計画の性格

第一期障害児福祉計画は、第五期障害福祉計画が児童福祉法に基づく障害児福祉計画としての性格も持つものとして策定し、おびひろこども未来プランの基本的視点を踏まえ、障害児に対する支援の方策などを規定するものです。

国の基本方針を踏まえ、障害のある児童や保護者の意向、関係機関の意見等を反映し、北海道の計画などと調和を保ちながら策定します。

3 計画の期間

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

4 計画の内容

発達の遅れや障害のある児童が健やかに育つために、発達支援の充実を図ります。また、障害のある児童や家族を支援するため、子育て支援施策を含めたサービスの提供体制を計画的に確保するものです。

5 計画策定のスケジュール

広く市民や関係団体等からの意見を聴き、平成 30 年 1 月を目途に計画原案を策定し、パブリックコメントを実施して、2 月に成案とする予定です。

<策定スケジュール>

区 分	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
障害者支援部会・児童育成部会合同会議				第1回			第2回	第3回		第4回
厚生委員会	策定方針			アンケート中間報告			計画骨子案		計画原案	計画案
意向調査（市民、当事者及び関係団体等）	アンケート調査		意見交換						パブリックコメント	